

追記

本統計には大正十四年十一月一日より大正十五年七月三十一日迄の本部下報告ありたるものを算入せるものなり。

婦人部報告

婦人部は第四回中央委員会が三月一日に開かれたるに
 として、△委員会に婦人幼年労働者の夜業禁止に関する
 提案を提出した。△提案の具体的運動を実行すること
 は第一に昨年未勝利せる富士紡争議以来目下まじき組
 の発展を促せる。△東紡織労働組合のより以上の発展に
 なる方策を並に。△東紡織労働組合のより以上の発展に
 任する態度を乱し。△殊に特来に於ける紡織労働婦人結
 成に關する重要なる該問題を一統に理解せしむるを必要とし
 て提起するに至つたものである。
 従つて婦人部は之を東紡織労働組合と共同して実行
 すべしとしたりした。其の具体的方法として先づ所屬組
 合並に關係方面に諸願用紙を送り其の署名を依頼し三月
 十日までに其諸願書を集め十二日之を議會に提出した。